

保護者等向け 児童発達支援評価表

公表日:

事業所名: 児童発達支援 児童発達支援・放課後等デイサービス ぐろーす豊平

対象人数(保護者)4人 回答者数 2人 回収 50%

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・ 体制整備	①	こどもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。	○					
	②	職員の配置数は適切であると思いますか。	○					
	③	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境(※1)になっていると思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。	○			○		当事業所では、お子様が自分の力で活動の見通しを立てられるよう、視覚的なスケジュール提示や、遊びと活動のスペースを分けるなどの「構造化」を導入しています。また、安全に過ごせるよう設備面での配慮も行っております。今後もお子様が日々どのような環境で落ち着いて過ごしているか、構造化の工夫や設備の配慮事項について、個別面談や連絡ツール等を通じてより具体的にお伝えまいります。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。また、こども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。	○					

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
適切な支援の提供	⑤	こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援が受けられていると思いますか。	○					
	⑥	事業所が公表している支援プログラム(※2)は、事業所の提供する支援内容と合っていると思いますか。	○					
	⑦	こどものことを十分に理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画(個別支援計画)(※3)が作成されていると思いますか。	○					
	⑧	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。	○					
	⑨	児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。	○					
	⑩	事業所の活動プログラム(※4)が固定化されないよう工夫されていると思いますか。	○					
	⑪	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他のこどもと活動する機会がありますか。	○			○		<p>当事業所では、外部刺激に敏感なお子さんの心理的安定や、防犯・安全管理を最優先事項としております。そのため、現時点では事業所主体による大規模な外部交流イベント等はあえて実施しておりません。</p> <p>今後は、事業所の運営コンセプト(安心・安全な環境の優先)について、改めて保護者の皆様へ丁寧にご説明し、ご理解をいただけるよう努めます。</p> <p>また、事業所内での行事としての交流は控えておりますが、日常的な公園利用や買い物学習等を通じた「自然な形での社会参加」は継続して行っております。これらの活動の様子を連絡ツールや事業所内掲示等でより詳しくお伝えし、お子様が社会とどのように関わっているかを可視化することで、安心感を持っていただけるよう取り組んでまいります。</p>

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
保護者への説明等	12 事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。	○					
	13 「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。	○					
	14 事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング(※5)等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。	○				○	当事業所では、現在、集団形式の研修会やプログラム開催は行っておりませんが、定期的な「個別面談」を家族支援の最重要事項と位置づけております。面談の場では、お子様の特性に合わせた具体的な関わり方や、ご家庭での困りごとに対する助言を行っております。
	15 日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達の状況について共通理解ができていますか。	○					
	16 定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。	○					
	17 事業所の職員から共感的に支援がされていると思いますか。	○					
	18 父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだい向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けられるなど、きょうだいへの支援がされていますか。	○				○	当事業所では、保護者の方々のご就労やご家庭の事情が多様であることを踏まえ、現在は一律の「保護者会」や「イベント」による拘束を設けておりません。今後は、画一的な行事の開催は控える一方で、保護者の方々「他の家庭の事例を知りたい」「悩みを共有したい」と思われた際に、個別に対応できる相談体制をさらに強化いたします。
	19 こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。	○					
	20 こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思いますか。	○					
	21 定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。	○					
22 個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。	○						

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
非常時等の 対応	㉓	事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。	○			○		当事業所では、事故防止・緊急時対応・防犯・感染症対応の各マニュアルを策定し、それらに基づいた避難訓練やシミュレーションを定期的の実施しております。しかしながら、マニュアルの具体的な内容や訓練の実施状況について、保護者の皆様に対して個別に十分な説明や周知ができていなかったことが、今回のアンケート結果（「わからない」の多さ）の主因であると真摯に受け止めております。今後は「安全管理の見える化」として、重要事項説明書に基づいたマニュアルの要点を改めて分かりやすく整理し、契約時等の面談にて丁寧にご説明いたします。 また、実施した避難訓練の様子や安全対策の取り組みについては、事業所内掲示や写真付きの報告などでお伝えし、非常時における当事業所の対応体制を保護者の皆様に明確に共有することで、さらなる安心感を持っていただけるよう努めてまいります。
	㉔	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。	○			○		当事業所では、地震や火災等を想定した避難訓練を定期的の実施しておりますが、保護者アンケートで「わからない」との回答を多くいただいたことは、実施状況に関する発信が不足していた結果であると認識しております。今後は、訓練の実施日やその際のお子様の様子（安全に避難できたこと等）、連絡ツールや事業所内掲示等を通じて積極的にお伝えしていきます。訓練の様子を可視化することで、非常時における安全確保の取り組みを保護者の皆様に共有し、より一層の安心につなげてまいります。
	㉕	事業所より、こどもの安全を確保するための計画について周知される等、安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いませんか。	○					
	㉖	事故等（怪我等を含む。）が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いませんか。	○			○		アンケートにおいて「わからない」との回答をいただいた背景には、開所より現在に至るまで、幸いにして報告対象となるような重大な事故や怪我が発生していないという現状があると考えております。日頃からの事故防止への取り組みが、安全な環境維持に繋がっている点については、今後も継続して注力してまいります。 現時点では事故は発生しておりませんが、「万が一」の事態に備えた連絡体制（緊急連絡先の確認や、連絡の優先順位など）については、改めて重要事項説明書等を用いて保護者の皆様へ再周知いたします。 また、ヒヤリハット（事故には至らなかったが、危なかった事例）の共有についても、日々の報告の中で丁寧に行うことで、事故を未然に防ぐための取り組みを可視化し、有事の際の説明体制についても安心感を持っていただけるよう努めてまいります。
満足度	㉗	こどもは安心感をもって通所していますか。	○					
	㉘	こどもは通所を楽しみにしていますか。	○					
	㉙	事業所の支援に満足していますか。	○					

※1「本人にわかりやすく構造化された環境」とは、こども本人がこの部屋で何をするのがわかりやすいよう、机や本棚の配置などを工夫することです。

※2「支援プログラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。

※3「児童発達支援計画（個別支援計画）」は、児童発達支援を利用する個々のこどもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援方針や支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。

※4「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。こどもの発達の状況や障害の特性等に応じて柔軟に組み合わせることで実施されることが想定されています。

※5「ペアレント・トレーニング」は、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶことにより、こどもの行動変容することを目標とします。